

## 第7章

# サウディアラビアとワッハーブ派の 政治経済理念

### はじめに

サウディアラビアは、その内情が外部に知られるところの少ない世界で最も閉鎖的な国のひとつであり、特に宗教界の動きはそうであった。ところが湾岸戦争以降、状況は大きく変わり、サウディアラビア内部の宗教勢力による政府批判、反政府運動の動きが外部世界に伝えられ始めた。なるほど反体制運動の顕在化は、湾岸戦争以降の新しい現象であるが、現在の動きにはワッハーブ派政治思想の発展の前史がある。そしてその理解なくしては現在起きていることを正確に把握することはできず、またその有する射程の理解も不可能である。

本稿の目的は、ワッハーブ派の政治・経済思想とサウディアラビア王国の関係を建国の伝承にまで溯って解明し、思想史的に分析することにある。

### 第1節 ワッハーブ派の政治理念と国家原理

第3次サウディアラビア王国（以下、第3次王国と略す）は、ムハンマド・ブン・サウード（以下、イブン・サウードと略す）とムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブ（以下、イブン・アブド・アル=ワッハーブと略す）の「政教盟

約)によって成立したサウード家の率いる「宣教集団」第1次サウディアラビア王国(第1次王国と略す)の「正統」な後継者をもって認<sup>(1)</sup>ずる。したがってサウディアラビアにおける宗教と国家の関係を考えるには、「政教盟約」の理解が不可欠である。

## 1. ワッハーブ派の政治理念

イブン・アブド・アル=ワッハーブの目に映った当時の「ムスリム」は、聖者に祈願を行ない、最後の審判の日の執り成しを祈り、聖者廟に参拝し、また靈験あらたかな聖木を祠るといった宗教生活を送っていた。彼はそれをタウヒードの否定であり「破門」に値するシルク(多神崇拜)に他ならないと考えた。彼はタウヒードの教えを説くにとどまらず、自ら率先して聖者の廟を破壊し、聖木を伐採したが、それは「善の命令と悪の禁止」の実践を意味した。またイブン・アブド・アル=ワッハーブはウヤイナの代官に命じてイスラーム法に則り姦通を犯した女性に法定の磔殺刑を施行させたが、「善の命令と悪の禁止」が力に応じた義務である以上、公権力に影響力を及ぼすことができるようになれば、シャリーアの施行を求めるのは、「善の命令と悪の禁止」の論理的帰結であった。

イブン・アブド・アル=ワッハーブはイブン・サウードの知遇を得る以前のウヤイナ時代にすでに、後のワッハーブ派の宣教の方向性を定める活動を開始していた。我々はこのワッハーブ派の宣教の特徴を、①タウヒードの宣教、②「善の命令と悪の禁止」の実践、③イスラーム法の厳格な施行、と纏めることができよう。そしてこの3つはイブン・サウードとの盟約の成立以前に溯るワッハーブ派の宣教の本質であり、我々はこの三者をワッハーブ派<sup>(2)</sup>の政治理念と呼ぶことにする。

## 2. ワッハーブ派の国家原則

1744年、故郷ウヤイナを迫られたイブン・アブド・アル＝ワッハーブはダルイーヤの町（現在はリヤド市の一部）に到着した。彼の噂を聞いた同地の豪族イブン・サウードは、イブン・アブド・アル＝ワッハーブの宿を訪ね、イブン・アブド・アル＝ワッハーブの話聞いた。イブン・サウードはイブン・アブド・アル＝ワッハーブの教えに感銘を受け、その教えを広めるためにジハード（聖戦）を行ない、イスラームの法を施行し、善を命じ悪を禁ずる誓いを立てた。ここに「政教盟約」が成立した。

イブン・アブド・アル＝ワッハーブの宣教は、当初より「善の命令と悪の禁止」の実践、イスラーム法の厳格な施行、という政治的志向性を有したが、イブン・サウードとの盟約の成立により、新たな次元が加わることになる。それは「国家原理」とでも呼ぶべきものであり、「政教盟約」には①サウード家の王政の承認、②ジハードによる宣教、③無課税財政の3つの国家原理が集約されているのである。

イブン・サウードはイブン・アブド・アル＝ワッハーブの宣教の援助を約束するにあたり、宗教界のサウード王家への恒久的な支持と徴税権の追認を要求する。イブン・アブド・アル＝ワッハーブは、サウード王家への恒久的支持については承認するが、徴税権の要求は拒否する。なぜならシャリーアの定める国家の財源は、イスラーム教徒の納める法定喜捨（zakāt）、異教徒の納める貢租、異教徒との戦いによる戦利品のみであり、庇護を名目にムスリムから法定喜捨以外の税を取ることは認められていないからである。<sup>(3)</sup>

イブン・アブド・アル＝ワッハーブは、イブン・サウードに徴税を禁ずる代わりにそれ以上の戦利品収入を約束し、イブン・サウードはこれを承認し徴税権の追認の要求を取り下げ、ここに「政教盟約」が成立し、宣教国家としての第1次サウディアラビア王国が誕生したのであった。

## 第2節 第3次王国における宣教国家の変質と統治基本法

第3次王国はワッハーブ派の宣教の革新を旗印に、アブド・アル＝アズィーズがリヤドを奪回しサウード家の支配を再興したものであるが、第3次王国は国際環境の変化の中で遊牧部族連合から近代国家への変身を余儀なくされた。そこでワッハーブ派の政治理念、国家原理に照合して、第1次王国と第3次王国の連続性と変質を以下に明らかにしよう。

### 1. 政治理念

タウヒードの宣教については、国内的にはアブド・アル＝アズィーズは、征服したアスィール地方やジーザーンなどの村落にも宗教学者 (muṭāwī'a) や導師 (murshid) を派遣し、1949年の時点では彼らの数は600名を越えるに至っていた<sup>(4)</sup>。また対外的にもアブド・アル＝アズィーズは巡礼の場を通じて海外からの巡礼にワッハーブ派の理念の宣揚に努めると同時に、イスラーム世界全域への配布のために約10万冊のワッハーブ派の基礎文献を出版し、またワッハーブ派の宣教と軌を一にするサラフィー主義のラシード・リダーが主宰しイスラーム世界全域に大きな影響力を有した『マナール』誌への援助を行ない、同誌の出版局の印刷、出版のためにサウディ政府予算を割いた<sup>(7)</sup>。

「善の命令と悪の禁止」については、アブド・アル＝アズィーズの時代はその制度化の時代とすることができる。彼は1910年代から20年代にかけてその整備を進めていたが、1926年にウマル・アール・アル＝シャイフを長官に任命し、イスラーム世界でも類例のない「善の命令と悪の禁止機関」を発足させた<sup>(8)</sup>。

またシャリーアの厳格な適用に関しては、アブド・アル＝アズィーズの治世には殺人罪には同害報復刑が適用され、窃盗犯は手首を切断されるなど、

刑法、民法、商法などすべての領域でイスラーム法の規定が迅速に適用されていたと言われる。<sup>(9)</sup>

## 2. 国家原則

サウード家の統治については、ワッハーブ派の学者たちは、スンナ派法学の「覇者の統治権」(imāma al=mutagallib)を論拠に、第2次王国時代も一貫してサウード王家の統治権を承認していた。<sup>(10)</sup>

また第2次王国時代のワッハーブ派の代表的ウラマーウの一人アブー・バティーン(1865/6年没)は、クライシュ族の出自をカリフ条件から外し、さらにサウード王国の支配の正当性の論拠を明確にカリフ論から切り離している。<sup>(11)</sup>これはハーシム家(預言者の血統を引くクライシュの名門中の名門)を放逐してヒジャーズを併合することになる「覇権領域国家」サウディアラビアの支配を正当化する理論でもあった。この第2次王国期から第3次王国建国期にかけては、後述のイフワーンをも含めてサウード王家の統治の正当性自体に異を唱える者はなかったのである。<sup>(12)</sup>

ジハードによる宣教は、第1次大戦後の欧米主導の国際秩序の形成の中で断念を余儀なくされ、ヒジャーズ、アシール地方の併合によってサウディアラビアの武力征服による領土の拡大は一応終結した。ジハードによる武力宣教国家としてのサウディアラビアの変質を象徴するのが1926年にマッカで開催されたイスラーム世界会議であり、アブド・アル=アズィーズはそれ以上の領土的野心がないことを明らかにすることと引き換えに、イスラーム世界全体に彼のヒジャーズの領有権を認めさせたのである。<sup>(13)</sup>

無課税の原則については、ジハードによる戦利品収入を前提として初めて成り立つものであった。アブド・アル=アズィーズは1920年代に入るまでは法定喜捨と戦利品五分の一税(khums)のみを課す無課税の原則を貫いていたが、第1次大戦後、イギリスの圧力によりジハードに制約が加えられるようになり、1920年代初頭には物品税を導入せざるをえなくなった。<sup>(14)</sup>その後19

30年代以降の石油の発見以来、戦利品収入に代わって安定した石油収入を得て、さまざまな名目の関税、物品税は導入されたものの、所得税の導入は見送られ、無課税の原則はまがりなりにも維持された。<sup>(16)</sup>

現代世界の国際秩序の中での生き残りのため、第3次王国は、第1次王国の3つの国家原理のうち、②ジハードによる宣教の放棄を余儀なくされ、無課税財政も厳格な実践は困難となった。この意味で第3次王国を修正ワッハブ派宣教国家と呼ぶことができよう。

### 3. 統治基本法

1992年、ファハド国王は憲法に相当する統治基本法を発表する。同法発布にあたっての演説の中で、ファハド国王は「ムハンマド・ブン・サウード公(imām)とムハンマド・イブン・アブド・アル＝ワッハブ師(shaikh)という2人の公正な改革者(muṣliḥ)がイスラームに基づく盟約を結んだことによって、イスラームを基礎として第1次サウディアラビア王国が成立した」と述べ、「政教盟約」の正統な継承に基づく第3次王国の支配の正当化を再確認した。<sup>(17)</sup>

また統治基本法第23条「国家はイスラームの信条を護り、そのシャリーアを適用し、善を命じ悪を禁じ、アッラーフ(への絶対帰依)の宣教の義務を果たす」<sup>(18)</sup>には①タウヒードの宣教、②善の命令と悪の禁止の実践、③イスラーム法の厳格な適用というワッハブの政治理念が凝縮されている。

ところが国家原則については、第5条が王位が第3次王国の建国者アブド・アル＝アズィーズ王の直系男系卑属に属することを明文化し、<sup>(19)</sup>サウディア家の王政の原理を確認している一方で、無課税財政の原則については第20条に「必要性と正当性がある場合以外は租税公課が課されることはない」と曖昧な立場をとっており、またジハードについては全く言及がない。<sup>(20)</sup>

つまり1992年の統治基本法は、①タウヒードの宣教、②善の命令と悪の禁止の実践、③イスラーム法の厳格な適用というワッハブ派の政治理念を継

承しつつ、国家原則に関しては①サウード家の王政は認めるが、②ジハードによる宣教は放棄し、③無課税財政の原則は状況主義的に適用するとのアブド・アル＝アズィーズによる修正ワッハーブ派路線を忠実に追認するものとなっているのである。

### 第3節 ワッハーブ派と政府批判

前節で見たように、第3次王国は、いくつかの点においてワッハーブ派の国家原理に修正を加えている。またその統治の実態はワッハーブ派の宣教の精神を体現しているとは言い難いものであることから、建国当初よりサウード家とワッハーブ派宗教界の間には緊張関係が存在した。

#### 1. イフワーンの反乱

イフワーンとは遊牧部族をワッハーブ派の教義により教化し定住させた屯田兵であり、ジハードによる宣教の使命に燃えアブド・アル＝アズィーズのジハードによる領土拡張の尖兵となった。ところがアブド・アル＝アズィーズがジハードを中止すると、イフワーンはアブド・アル＝アズィーズの政策に反対し、物品税の撤廃、シャリーアに定めのない電報の撤去、多神教徒の居住地イラク、クウェートへの侵攻（ジハード）の許可などを求め、アブド・アル＝アズィーズの命令を無視しイラクなどへの越境襲撃を続けたため、アブド・アル＝アズィーズは1929年、イフワーンを討伐した。

イフワーンはワッハーブ派の教義を信奉する屯田兵ではあったがウラマーウ集団ではなかった。ウラマーウに関してはアブド・アル＝アズィーズは概ね彼らの支持を取り付けることに成功した。例外は国家原理のひとつに関わる課税問題であり、1927年2月17日、15名のナジドのウラマーウが課税を非合法とするファトワーを発しイフワーンに同調した。アブド・アル＝ア

ズィーズはファトワーの撤回を求めたが成功しなかったため、課税問題に関しては部族長への分配金はなくなるとの条件で課税は撤回可能である、とイフワーンに妥協の姿勢を示した。<sup>(21)</sup>

結局アブド・アル＝アズィーズは1929年のシビラの戦いでイフワーンを壊滅させ、彼らの反対を力で圧殺したが、既述のように課税問題はその後もくすぶり続けることになる。

## 2. アール＝シャイフの反人定法論

1950年代から60年代は、王制打倒を訴えるアラブ社会主義・共和国制諸国と、イスラーム主義を掲げる王制諸国のイデオロギー闘争の時代であった。このイデオロギー闘争の中で、人定法（実定法）を継受する共和国体制を不信仰の体制と断ずる反人定法論を定式化したのが、サウディアラビア王国最高法官ムハンマド・ブン・イブラーヒーム・アール・アル＝シャイフであった。

ムハンマド・アール・アル＝シャイフは『人定法の裁定』（Taḥkīm al=Qawānīn）（1960/1年初版）の中で、フランス法や英米法や異端宗派の法の混在する人定法を法源に法を定め人々に強制的に適用することは、シャリーアを拒みアッラーフとその使徒に反逆する最も明白で包括的な最悪の形態である、との認識を示した。<sup>(22)</sup>

同書は世俗人定法を適用する裁判所の存在する国名の具体的言及を避けている。ところがアール・シャイフはシャリーア法廷裁判長官の職にあって、サウディアラビア自体の法制について、それがイスラーム法に反していることを明言し、再三再四その撤廃を政府に上奏していた。しかしアール＝シャイフの批判は黙殺され、<sup>(23)</sup>『人定法の裁定』もまた長らく忘れ去られることになった。



### 3. マッカ聖モスク占拠事件

1979年11月20日、すなわちヒジャラ暦1400年元旦、イフワーンの流れを汲む約300名の武装集団がマッカ聖モスクを占拠した。彼らはモスクを訪れる予定であったハーリド国王を廃位し、マフディー（救世主）の支配の到来を告げる計画であった。ハーリド国王は予定を変更し姿を見せなかったが、彼らは人々にマフディーへの忠誠を要求してモスクを占拠した。

軍の投入により激しい戦闘の末、抵抗は鎮圧され、首謀者が逮捕、処刑された事件は「解決」したが、聖モスク占拠事件は、サウード王家の支配の安定性についての議論を呼び起こすことになった。

事件のイデオログ・ジュハイマーン・アル＝ウタイビーはイフワーンの子系列の思想家であったが、サウード王家の支配をそもそも認めない点で、イフワーンと異なっていた。

アル＝ウタイビーによると、イマーム（カリフ）は①ムスリムであること、②クライシュ族の出自、③宗教の実施の3条件を満たすことが不可欠である。さらにこの条件を満たす候補者が、ムスリムたちの自由意志による忠誠の誓いを受けることによって初めて彼は正当なイマームとなり、ムスリムには服従が義務となる。彼は当時のサウード王家がイマームの3条件のうち②クライシュ族の出自、③宗教の実施の2つの条件を満たさず、自由意志による忠誠の誓いを得ておらず、単なる力による覇権によって支配しているだけであるため、イマームではなく正当性を有さず、覇権を恐れて服従することも許されるが、<sup>(24)</sup>廃位が望ましいと述べる。

つまりアル＝ウタイビーは、ワッハーブ派の認める「覇者の統治権」を認めない一方で、ワッハーブ派と異なりイマーム（カリフ）の条件にはクライシュ族の出自が不可欠であるとしており、これは取りも直さずクライシュ族の出身でなく武力により支配領域を拡大してきたサウード王家の支配の根本的な否定に他ならなかった。

こうしてマッカ事件により、サウード王家との「政教盟約」を根底から否定する流れがワッハーブ派内に存在することが露呈したのである。

#### 第4節 湾岸戦争以降の反体制運動

サウディアラビアのワッハーブ派は植民地支配の経験を持たない。従来彼らは多神崇拜に堕したムスリム他宗派を主要敵としてきたのであり、異教徒に関する関心は概して薄かった。しかし人口約1700万人のサウディアラビアに50万人を越える「異教徒」の多国籍軍が進駐しイラクの「ムスリム」同胞を殺害した湾岸戦争はワッハーブ派宗教界に大きな衝撃を与えた。そしてイラクの脅威を前に外国軍駐留を要請せざるを得なかった政府の威信の失墜と、情報統制の緩和によって、湾岸戦争以降、イスラーム主義者の政府批判の動きが表面化した。

##### 1. 「覚書グループ」から「イスラーム法的権利擁護委員会」設立へ

政府批判は先ずモスクでの「多国籍軍」の入国を認めた政府を批判する説教から始まったが、<sup>(25)</sup>後に「覚書グループ」と呼ばれるようになるイスラーム主義者集団によるファハド国王への上奏文の形をとった一連の政府批判文書の流布によって一挙に顕在化することになった。

「覚書グループ」の政府批判は、現状批判と改革案からなる全10章の大部な「諫言覚書」に集大成されたが、これが外部に漏れると、政府は「覚書グループ」を公式に非難し、署名者の多くが公職追放、自宅軟禁などの処分を受けた。<sup>(26)</sup>

「覚書」にはワッハーブ派ウラマーの長老の一人アブド・アッラー・ジブリー（教義諮問常設委員会常任委員）、大衆的人気を誇る中堅説教師サルマーン・アル＝アウダ（イマーム・ムハンマド・ブン・サウード・イスラーム大学

カスィーム分校シャリーア学部講師), サファル・アル=ハワーリー (ウンム・アル=クラー大学イスラーム基礎学科長) らが前文を寄せ, 大学教授, 法律家など多くの学識者が署名していた。「覚書グループ」は伝統的ワッハーブ派ウラマーウから, より視野が広く政治意識の高い中堅ウラマーウ, 欧米への留学経験を有する理論物理学者, 医師, 弁護士など「世俗」知識人まで, 幅広いイスラーム主義者層を含んでいた。

ところが「覚書」に対して政府が強圧的な態度をもつてのぞみ, 要求が実現されなかったことから, 「覚書グループ」の一部は, 1993年5月, 人間の尊厳とシャリーアの認める権利の擁護と社会的不正の矯正を目的に「イスラーム法的権利擁護委員会」(CDLR)を設立した。しかし政府は直ちに同委員会を非合法化し, メンバーを公職追放, 弁護士免許剥奪, 逮捕などの処分にあつた。

## 2. 体制内改革運動から反体制運動へ

政府側は, 一連のイスラーム主義者からの政府批判の動きに対して, 関与者への弾圧と, イスラーム問題・ワクフ・善導・宣教省の設立, 最高法官職の復活などの宗教界への統制強化をもつて応えた。

「覚書グループ」はワッハーブ派だけではなく, ムスリム同胞団, イスラーム解放党など国際イスラーム主義組織のメンバーも加わる寄り合い所帯であった。しかしサウディアラビアが統治基本法にみられるように, 公式には世俗主義をとらずシャリーアに従う「政教一元」の国家理念を掲げているため, 「覚書グループ」は全体としては当初は国王への上奏などの手段によって政治・社会・経済改革を目指す漸進的体制内改革路線をとっていた。しかし「覚書グループ」の内部でも理念と現状の乖離を黙認できないCDLRの設立メンバーは, 運動の組織化とより直接的・行動主義的改革を目指したため, 「覚書グループ」には亀裂が目立ち始めた。<sup>(27)</sup>

1994年春, CDLRはメンバーのロンドン亡命を機にロンドンに事務所を構

え、ファハド国王はじめ王族の腐敗を名指して批判し、サウード王制との対決姿勢を明瞭にした。<sup>(28)</sup> また1994年春には、アラブ各国のイスラーム主義反政府武装闘争派への支援の科により内務省からサウディ国籍を剥奪されたウサーマ・ブン・ラーデンがロンドンに「イスラーム法的権利擁護・諫言機関」を設立した。ウサーマはサウディアラビア最大のビン・ラーデン財閥の一員であり、アラブ人アフガン・ムジャーヒドゥーンの指導者の一人であり、アフガン・ジハード終了後もスーダンに居を構えてアラブ世界の武装闘争派への支援を続けていたと言われていた。<sup>(29)</sup>

CDLRと「イスラーム法的権利擁護・諫言機関」は他のアラブ・イスラーム系の人権団体とも共闘し、ファックスやコンピューター・ネットワークを駆使し国際的な反サウード王制キャンペーンを開始した。

サウディ国内に残ったイスラーム主義者は、海外亡命グループとは一線を画していたが、反王制広報活動の激化にともなって、サウディ政府はアル＝アウダ、アル＝ハワーリーをはじめ大衆の人気を有する説教師たちを軒並み逮捕し、またスルターン第2副首相を議長とするイスラーム問題最高会議、アブド・アッラー・アル＝トルキー・イスラーム問題・ワクフ・善導・宣教相を議長とする宣教・善導評議会などを設立し、モスクでの説教にも厳しい制限を課すなど、ますます宗教の国家統制を強化した。<sup>(30)</sup>

1995年11月13日にはリヤドで7名の死者を出した爆破事件が起こった。事件は国家警備隊の米国人関係者を狙ったものであり、「湾岸の虎」などのイスラーム主義武装闘争組織が「犯行」<sup>(31)</sup> 声明を公表している。CDLRは1994年4月20日付の第3声明において、対話によって体制の改革を目指す「覚書グループ」の穏健派の存在が、武装闘争派の出現を抑える唯一の可能な選択肢であったにもかかわらず、サウード王家がこの穏健派を弾圧したと王家を非難していた。反体制派による武装闘争の開始という展開は、CDLRの主張を裏づけるものともみなされよう。

## 第5節 政府批判の基本論理

「諫言覚書」における政府批判は、国家におけるイスラーム学者と宣教師の位置づけに始まり、立法、司法、人権、行政、財政、社会、軍、報道、外交と多岐にわたるが、その核心は、冒頭において明らかにされている。

### 1. 反人定法論の復活

「諫言覚書」は神を称えたのち、以下の言葉をもって始まる。<sup>(32)</sup>

我々この高貴な国の人民全ては、あなた（ファハド）が、統治3法の発布を記してこのウンマ（民）に述べた言葉に耳を傾けました。あなたはその法の中で、「基本法（憲法）の基礎の法源はイスラームのシャリーアである」と述べられました。…

また同様に第2段は以下のように始まる。<sup>(33)</sup>

我々はこの統治基本法に記された極めて重要な条項を全て精読しましたが、それは「王国における法治（hukm）は、クルアーンとアッラーフの使徒のスナナに由来し、その両者（クルアーンとスナナ）がこの統治基本法と国法の全てを規定する」と定めています。…

「諫言覚書」は、ファハド国王が1992年に発布した統治基本法自体が、国法の法源がシャリーアであると定めていることに注意を促した後、「我が国の現状の緊急の問題のいくつかを示す内容の諫言をあなたに上奏します」と述べている。つまり「諫言覚書」の批判の核心は、サウディアラビアの現状が、シャリーアを国法の法源とすると定めた統治基本法に背いているとの訴えにある。ところがこの訴えの真意は、シャリーアに背き人定法を国法とすることが不信仰の最悪の形態であるとの既述のアル・アル＝シャイフの反人定法論と照合することによって初めて明らかになる。つまり「諫言覚書」

は、サウディアラビアの現体制が不信仰の体制に転化したとの暗黙の前提に立つ批判なのである。<sup>(34)</sup>

反人定法論自体に基づく政府批判はすでにアール・アル＝シャイフが行っていたものである。しかし「覚書グループ」による批判は、

- ① 人定法批判がウラマーウ・サークルとイスラーム主義「俗人」知識人層の間の共通の了解事項となったこと、
  - ② 人定法批判が教義・倫理・社会・経済・政治の全ての領域を包括する全体的な体制批判の基礎として位置づけられ、具体的な改革案が提示されていること、
  - ③ 「覚書グループ」がウラマーウと「俗人」知識人層を中核に社会の広い層を取り込んだ社会勢力となっていること、
  - ④ アール・アル＝シャイフ以降、アラブのイスラーム主義者のサークルの中で反人定法が「革命のジハード論」へと理論的發展をとげ、イスラーム主義者の間における反人定法論の含意が変わっていること、
- の4つの点においてアール・アル＝シャイフのものとは性質を異にしている。

## 2. 反人定法論から革命のジハード論へ

アール・アル＝シャイフの反人定法論は、人定法を国法とする体制の不信仰を論証するが、その不信仰の体制にいかに対応すべきかについては語らない。

ところがアール・アル＝シャイフの反人定法論から、人定法を国法とする体制の武力による打倒の義務を導出したのが、イスラーム集団の理論家たちであった。

イスラーム集団の理論的指導者ウマル・アブド・アル＝ラフマーンは、その著『為政者の種類とそれぞれについての規定』において、シャリーアに代えて人定法によって統治する為政者をムスタブディル（取り替える者＝シャリーアを人定法に取り替える者）と名づけ、「ムスタブディルに対しては、アッ

ラーフの（シャリーアに則る）統治に復帰し、それに外れた統治を完全にやめるようになるか、さもなければその打倒にいたるまで戦うことが義務である」と述べ、ムスタブディル体制の打倒の義務を明言する。

『為政者の種類とそれぞれについての規定』にはアール・アル＝シャイフの名は挙げられていないが、ウマルの弟子のアブー・イーサールは、ムスタブディル体制の打倒義務の根拠として現代の学者の見解としては最初にアール・アル＝シャイフの反人定法論を引用している。<sup>(35)</sup>

イスラーム集団のムスタブディル打倒義務論は、今日のイスラーム世界の反体制武装闘争の理論的基礎となっている「革命のジハード論」の代表的議論である。「革命のジハード論」は、既述のビン・ラーデンらがアフガニスタンの対ソ連ジハードに際して作り上げたアフガン・コネクションを通じてサウディアのイスラーム主義者の若者の間に信奉者を獲得していたが、より決定的に重要なのは反人定法論の「革命のジハード論」への展開がサウディアの体制内のイスラーム主義者の内部でも明瞭に看取できることである。<sup>(36)</sup>

ワッハーブ派宗教界の最高権威であり制度上もサウディアの宗教組織の頂点に立つビン・バーズ最高法官でさえ、さまざまな留保をつけつつも、究極的には以下のように人定法体制への武力革命を容認しているのである。

権威に対して反乱を起こしてはならない。但し彼等（権威）が明らかな不信仰に陥っていることに、反徒側にアッラーの定めにも照らした確証（burhān）があり、かつ反乱によって信徒たちを益し、不正を取り除き、正しい国家を樹立できる場合は別である。…中略…

その不正で不信仰な為政者を取り除くことが出来るだけの力があれば、彼を排除し、その代りにアッラーの命令を施行する正義の為政者を立てねばならない。…中略…

姦通犯にハッド刑（イスラーム法に定めのある刑）が科されず、窃盗犯にハッド刑が科されず、飲酒犯にハッド刑が科されないという趣旨の法律を定めるなら、その立法行為は無効であり、その法律自体も無効である。そしてもし

為政者がその法律を認可すれば、彼は不信仰に陥ったことになる。<sup>(37)</sup>

すでに見たようにワッハーブ派のサウード王制の正当化は「覇者の統治権」の理論である。ビン・バーズの言葉は、体制内のワッハーブ派宗教界のマジョリティーの体制支持が状況主義的なものにすぎず、状況の変化によって容易に革命支持に転化しうることを露呈しているのである。

## 第6節 「覚書グループ」の経済批判

すでに明らかになったように、「覚書グループ」の王制批判の主たる根拠は反人定法論であり、目標はシャリーアに基づく統治であった。そしてその体制批判の顕在化の原因は反人定法論と革命のジハード論の理論的成熟とその社会各層への普及に求められなくてはならない。

マッカ聖モスク占拠事件がサウディ経済が黒字基調であった1979年に起き、経済問題が全く争点になっていないことから明白であるように、反体制運動と経済問題の間には直接の因果関係はない。<sup>(38)</sup> 現在の反体制運動の顕在化は1960年代以来の人定法体制との理論闘争の展開の産物であり、経済危機の結果ではない。にもかかわらず「諫言覚書」が経済問題をも論じており、CDLRが経済問題を大きく取り上げているのもまた事実である。そこで以下に先ず統治基本法を手掛かりにサウディアラビア政府の公式な経済理念を明らかにし、ついで「覚書グループ」による経済批判を概観しよう。

### 1. 第3次王国の経済原則

統治基本法に明記されたサウディアラビアの経済原則は以下のよう<sup>(39)</sup>にまとめることができる。

- ① 地中、地上、地域的水脈、国家の領土権 (ikhti) の及ぶ領域中に、アッ



- ラーフが委ねられた全ての富 (tharwa), およびこれらの富の全ての資源 (mawrid) は, 法の定めに従って, 国家の所有に属する。(第14条)
- ② 公共国家資源についての特権授与, 占有私用は許されない。但し法の定めによる場合は除く。(第15条)
  - ③ 公共財は不可侵であり, 国家にはその庇護 (ḥimāya), 国民, 居留者にはその保管 (muḥafaẓa) の義務がある。(第16条)
  - ④ 所有権, 資本, 労働は, 経済・社会構造の基礎的要素であり, またイスラームのシャリーアに則って社会的機能を果たす私的権利である。(第17条)
  - ⑤ 国家は私的所有権の自由とその不可侵を護り, 誰もその所有物を奪われない。但し, 公共の福祉のために, 所有者が公正な補償を受ける場合は除く。(第18条)
  - ⑥ 財産の一般的没収 (国有化) は禁じられ, 個人に対する没収処分もない。但し司法判決に基づく場合を除く。(第19条)
  - ⑦ 租税, 手数料は課されない。但し必要に迫られての, 正義に則っての課税は除く。課税, 改正, 廃止, 免税は許されない。但し法の定めによる場合は除く。(第20条)
  - ⑧ 法定喜捨は徴収され, そのシャリーアに則った使途に使われる。(第21条)
  - ⑨ 社会・経済発展は, 公正かつ科学的な計画に則って達成される。(第22条)
- ワッハーブ派は「経済」の領域においては, ハンバリー法学派に従っており, 特に独自の教説を持たない。統治基本法に盛られたサウディアラビアの経済原則は, 第18条が, 水資源や地下資源を国有財産ではなく共有財産とみなすハンバリー派の通説に反する以外,<sup>(40)</sup> 概ねハンバリー派法学の経済原則に適うものである。

したがって「覚書グループ」の経済批判は, 基本法の定める国制の根幹に対する挑戦ではなく, 専ら下位の立法がシャリーアに抵触する, あるいは経済政策の現状が基本法の定める経済原則に反する, といった形を取っている。

## 2. 「覚書グループ」の経済批判

「覚書グループ」の経済批判は、①経済立法のシャリーアへの抵触、②国家の経済行為の違法性、③経済政策の失敗に大別できる。以下にその実例を挙げよう。

### ① 経済立法のシャリーアへの抵触

「覚書」は商法関連諸法の多くが、シャリーアではなく国際法に基づいており、また裁判管轄権がシャリーア法廷以外の各種委員会に与えられていること、会社法がシャリーアの許す商業の自由に制限を加え、一部の会社に専売権を授与していること、刑法の定める刑罰がシャリーアの定める法定刑に反していること、多くの法律がシャリーアに根拠のない使途不明の手数料や不法な税 (mukūs) を課していること、国家収入の多くがシャリーアの禁ずる利子に関わるものであることなどを批判している<sup>(41)</sup>。これはアール・アル＝シャイフの立法批判の延長上<sup>(42)</sup>にあり、その体制に対する不信仰との判定を含意するものであり、いつでも反体制運動に転化しうるものである。

### ② 国家の経済行為の違法性

①が立法自体がシャリーアに反するとの指摘であるのに対して、②国家の経済行為の違法性とは、王族などの「公的」な個々の振舞いが、職権乱用であり国法たる基本法に反した不正な行為であるとの批判である。

たとえばCDLRは通話料金の支払いを拒否し通話料不払いを理由に不通となった電話回線の再開を請求する王族の一人サアド・アル＝ファイサルのリヤド州電話局長宛ての公文書、個人的事情からマッカ州水道局の所有地を格安価格で早急に引き渡すようスルターン第2副首相が同局局長に求めた公文書の写しを公表している<sup>(43)</sup>。これは国有財産の不正使用、私下げを禁ずる統治基本法第15条への違反ということになる。

また私有地に関しても、CDLRの週報は私有地の王族による没収に対する民衆の抗議の声をしばしば掲載しているが、これは私有財産の没収を禁じた<sup>(44)</sup>

統治基本法第18条の違反である。

### ③ 経済政策の失敗

「覚書」は、政府の冗費の支出を批判している。それには湾岸戦争で無力が暴露された軍の装備に費やした莫大な防衛費、湾岸戦争を引き起こしたサッダーム・フサインにイラン・イラク戦争以来与えてきた資金援助などが含まれている。

CDLRは1971年以来的の国家資産の推移の統計などさまざまな具体的なデータを示し、サウディアラビアが現在財政危機にあることを立証し、その原因をアメリカに経済的隷属、無用な武器購入、国有財産の王族への分配などがあると分析している。<sup>(45)</sup>

CDLRは『サウディアラビア政治経済情勢報告』<sup>(46)</sup>を出版するなど国家経済や国際経済の動きを重視する一方、公共料金の値上がり、地方における公共サービスの劣悪、インフラの不備などの身近な話題を取り上げ、王族の浪費、奢侈を対照させ、民衆感情に訴え不正を際立たせる広報活動も行なっている。<sup>(47)</sup>

## おわりに

第3次王国は建国以来一貫してワッハーブ派宣教国家の政治理念を堅持してきたが、急速な西欧化の過程で、国家原則レベルにおけるジハードの放棄をはじめ、統治の現実においてはワッハーブ派の理想の国家像からの逸脱とみられる数々の振舞いが生じ、そのためにサウード王家と宗教界、イスラーム主義者の間には不断の緊張関係が存在した。

1950～60年代のアラブ社会主義とイスラーム主義の理論闘争において、サウディアラビアはイスラーム主義の牙城となり、人定法を国法とする世俗国家体制を不信仰の最悪の形態と断ずるアール・アル＝シャイフの反人定法論が生まれた。

アール・アル＝シャイフの反人定法論は1970～80年代を通じて革命のジハード論に発展を遂げた。1990年の湾岸危機を契機に、サウディ国内でも「反人定法論＝革命のジハード論」を理論的基礎とする「覚書グループ」の反体制運動が顕在化した。政府による弾圧の下で「覚書グループ」はサウード王制との対決色を強め、その急進派によって反政府組織としてのCDLRが誕生した。

したがってサウディアラビアの反体制運動は、アラブ世界で1990年代に再燃したイスラーム主義武装闘争と同根の運動として理解すべきものであるが、同時に両者の間には根本的な相違が存在する点も見逃されてはならない。アラブ諸国における反政府闘争の構図は、公然と世俗主義を理念に掲げる反イスラーム主義政府と、シャリーアの支配を求めるイスラーム主義者のイデオロギー闘争を基調とする。ところがサウディアラビアでは、理念のレベルではサウード王家と反体制派は共にイスラーム主義を掲げており、両者の間に本質的な差異は存在しない。サウディアラビアにおいては王家と反体制派が、イスラーム主義の理念を共有しているために、個々の下位立法のシャリーアに対する違反は体制内改革の文脈では大きな争点となりえても、体制打倒、革命といったラディカルな変革を目指す運動においてはかえって起爆力を有さない。「覚書グループ」の大半が、国外に亡命しサウード王家打倒を呼びかけるCDLRと一線を画し体制内にとどまったのもこの理由によるものと思われる。

海外に活動の拠点を移したCDLRは、政治理論においてはワッハーブ派ウラマーの最高権威であったアール・アル＝シャイフの反人定法論を忠実に継承している。しかし彼らは、アメリカで教育を受けた理論物理学者であるスポークスマンのアル＝マスアリーをはじめとする「世俗」知識人層を主体とし、経済統計、国際関係論などの知識を駆使し、西欧の人権運動の形態を模して反政府活動を行ないうるタイプのイスラーム主義者であり、これはむしろアラブ世界のイスラーム主義者の類型への接近を示している。つまりCDLRの活動は、ワッハーブ派の信奉者の反体制運動への糾合のみならず、

国民全体の政治意識の向上とイスラーム主義の融合をももたらす可能性を秘めている。

1990年代におけるサウディアラビアの反体制運動の顕在化の原因は、イスラーム主義の理論的發展とそのウラマーウ・サークルを超えた普及にあり、経済要因ではない。しかしイスラーム主義反政府運動の顕在化による政治意識の向上にともない、経済問題のイスラーム主義的文脈における「政治化」もまた進展する。

湾岸戦争以降、サウディ経済は悪化を続けており、1995年夏の内閣大改造で長年国家財政経済相を務めたアバー・アル＝ハイルが解任され、後任のスライム国家財政経済相も10月に突然解任された。また若年失業者層の増大も構造的な問題となっている。こうした経済状況下で政府がシャリーアに基づく政治改革が行なわれず、経済危機にも有効な手を打てないままに、課税を強化するような事態になれば、反体制運動が加速するものと思われる。

なぜならば課税問題は、それを発端に「代表なくして課税なし」としてアメリカ独立革命が勃発したように、一般的に反政府運動、「民主化」の契機となりうるものであるが、特にサウディアラビアでは課税問題はシャリーアと政治と経済の交差する場となるからである。つまりワッハーブ派によると課税はシャリーアによって禁じられているばかりか、政教盟約に溯るサウディアラビアの国家原則のひとつである無課税財政に抵触し、また経済危機における課税は失業者など貧困層にとって大きな負担となり、特権階級である王族への不満を増大させ、悪政の意識化をもたらすからである。

〔注〕

- (1) アブド・アル＝アズィーズはサウード王家の再興を旗印にリヤド奪回を試みたが失敗したため、スローガンを変えワッハーブ派の宣教の革新の大義を掲げることによって初めて王国の再建に成功した。cf., Sa'd al=Faqih, "Āl Sa'ūd al=Islām wa al=Ḥaraka al=Islāhīya," *al=Shar'īya*. (CDLRの機関紙), No.1, 1995/6, p.16.
- (2) ワッハーブ派の政治理念と国家原則については、拙稿「ワッハーブ派の政治理念と国家原理」(『オリエンツ』 第38巻第1号 1995年)81-85ページ参照。cf. Ḥusain

bn Ghannām, *Tārīkh Najd*. Riyadh: Sharika al=Ṣafḥāt al=Dhahabīya al=Maḥdūda, 1403, pp.78-81.

qanunとはナジドの方言で、弱者が庇護の見返りに果実の収穫時に強者に払う用心棒代を指す。

- (3) ワッハーブ派が最も重んじる学者イブン・タイミーヤ(1328年没)の以下の言葉にあるとおり、ワッハーブ派の理解によると租税はイスラーム法上、厳禁されている。…旅人から人、家畜、荷物などの税 (ḍarība), 安全料 (khafāra) を取り立てる者は不法な徴税人であり、彼には不法な徴税人 (makkās) に相応しい罰が科されるべきである。法学者の間でも、こうした者に死刑が可能か否かについて意見が分かれている。…預言者は(姦通を犯した) ガーミド族の女について「彼女は悔い改めた。不法な税 (maks) を取る者でも、彼女と同じぐらい悔い改めれば赦されましょう」と言われているように、復活の日には不法な徴税人は最も苛酷な罰を受けるのである(イブン・タイミーヤ『イスラーム政治論』日本サウディアラビア協会 1991年 90ページ参照)。
- (4) cf., Ibrāhīm bn 'Uaiḍal=Tha'labī al='Utaibī, *Tanzīmāt al=Daula fī 'Ahd al=Malik 'Abd al='Azīz*. Riyadh: Maktaha al-'Ubaikan, 1993, pp.284-285.
- (5) cf., Muḥammad bn 'Abd Allāh bn Sulaimān al=Salmān, *Da'wa al=Shaikh Muḥammad bn 'Abd al=Wahhāb*. Riyadh: Dār al=Bukhārī, 1988, pp.84-90, 98-99.
- (6) cf., 'Abd al=Muh̄sin bn Sa'd al=Dāwūd, *al=Mamlaka al='Arabīya al=Sa'ūdīya wa Humūm al=Aqallīyāt al=Muslima fī al='Ālam*. Riyadh: al=Hai'a al='Arabīya li-al=Kitāb, 1992, p.219.
- (7) ラシード・リダーとアブド・アル=アズィーズの関係については, cf., al=Salmān, *Rashīd Riḍā wa Da'wa al=Shaikh Muḥammad bn 'Abd al=Wahhāb*. Riyadh: Nādī al-Qaṣīm al-Adabī, 1408 (h), pp.254-263. 『マナール』の位置づけについては, 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂 1994年 203ページ参照。
- (8) cf., al='Utaib, *Tanzīmāt*..., pp.278-279.
- (9) cf. Subḥī al=Maḥmasānī, *al=Audā' al=Tashrī'īya fī al=Dawal al='Arabīya Mādī-hā wa Ḥadīr-hā*. Beirut, 1981, p.407.
- (10) cf., Ba'd Ulamā' Najd al=A'lām, *Majmū' al=Rasā'il wa al=Masā'il al=Najdiyya*, Vol. 3, Riyadh: Dār al-Āṣima, 1409 (h), pp.166-169.
- (11) アブー・バティーンは、クライシュ族の出自がイマーム(カリフ)の条件でありイブン・アブド・アル=ワッハーブもその追隨者たちもその資格を欠くとの論難に対して、イマーム(カリフ)位がクライシュ族の手を離れた以上、新たに選ぶならクライシュ族からイマーム位を篡奪したトルコ人の手からイマーム位をアラブ人の手

- に奪回するのが筋であると唱えた。またアブー・バティーンは「イマーム」などの名称は重要でなく (al=alqāb amr-hā sahl), イブン・アブド・アル=ワッハーブもイブン・サウードの子アブド・アル=アズィーズ (第3次王国の創始者アブド・アル=アズィーズとは別人) も在世中にイマーム (imāma al=umma) を自称したわけではない、と述べている。cf., *Majmū' al= Rasā'il wa al= Masā'il al= Najdiyya*. Vol. 2 (3), Riyadh, 1409 (h), pp.168-169.
- (12) イフワーンはアブド・アル=アズィーズの政策変更を要求したが、彼の廃位を目指したわけではない。cf., Joseph Kostiner, *The Making of Saudi Arabia 1916-1936*. New York: Oxford University Press, 1993, p.116.
- (13) イスラーム会議でのアブド・アル=アズィーズの演説については, 'Abd al=Mun'im al=Ghulāmī, al=*Malik al=Rāshid*. Riyadh: Dār al=liwā', 1980, pp.48-50 参照。
- (14) cf., Kostiner, *The Making...*, p.41.
- (15) cf., Ibid., p.81. イギリスはイブン・サウードにワッハーブ派部族民による国境侵犯の「略奪」を抑えさせるために補助金を与える政策をとった。Ibid., pp.61, 81-82, 111. この補助金がイブン・サウードの「国家」にとって戦利品収入の代わりを果たしたのである。
- (16) 個人所得税は、1950年11月2日の勅令による5%の所得税の課税以前には法制化されず、この税法もシャリーアに反するとの反対が強かったため、翌1951年4月6日の勅令で所得税は非サウディアラビア人のみに課され、サウディ人にはザカート (法定喜捨) だけが課されるように改正された。cf., al='Utaib, *Tanzīmāt...*, p.362.
- (17) Īd Mas'ūd al=Juhānī, al=*Shūrā wa Fann al=Ḥukm fī al=Mamlaka al='Arabiya al=Sa'ūdiyya*. n.p., n.d., pp.423-424.
- (18) Ibid., p.442. また統治基本規則前文が挙げるサウディアラビアの9つの基礎 (rakīza) の第1はタウヒードの信条、第2がシャリーア、第3がイスラームの宣教、第4が善の命令と悪の禁止である。Ibid., pp.425-426.
- (19) Ibid., p.437.
- (20) Ibid., p.441.
- (21) イフワーンの要求と、それに対するアブド・アル=アズィーズとワッハーブ派ウラマーの反応については、Kostiner, *The Making...*, pp.114-116, 118, 126-127, 130-131 参照。
- (22) cf., Muhammad bn Ibrāhīm bn 'Abd al=Laṭīf Āl al=Shaikh, *Taḥkīm al=Qawāin*. Riyadh: Dār al=Waṭan, 1411 (h), pp.16-23. ちなみに「アール・アル=シャイフ」(祖師の一族)とはムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブの末裔たちの尊称である。

23) 以下に引用するのはそれらの上奏文の一例である。

ムハマド・ブン・イブラーヒーム(アール・シャイフ)より、リヤド州知事殿下へ  
平安とアッラーフの慈悲と祝福があなたにありますように。

リヤドに商工会議所を開設する件についての書類を同封した1375年(西暦1956  
年)4月11日付貴信4928番に関し、以下のことをお知らせいたします。

我々は同封の政令について検討した結果、いくつかの問題点を見いだしましたが、最も重要なのは「商工会議所は被告の登記の有無に拘らずビジネスマンの間の  
商事紛争の解決の権限を有する場である」と定めた第3条にあります。

我々の手元にある『サウディアラビア王国の商法廷政令』と題する1369年に  
メッカで政府によって刊行された第2版を半ばまで検討した結果、その中にシャ  
リーア(イスラーム法)に基づかず人定法に基づくいくつかの政令を見いだしまし  
た。

それゆえ我々にはこの商工会議所が紛争の解決の権限を有する場であるならば、  
それは裁判所ということになり、その判事たちはイスラーム法の専門家ではなく、  
(西欧)人定法学者になることが明らかになりました。これは疑いもなくアッラー  
フがその使徒に授けられたシャリーアへの違反です。なぜならシャリーアのみが  
人々を裁き、また人々の信条、宗教儀礼、禁じられたものと許されたものの区別を  
明らかにし、相争う者の間の紛争を解決するために定められているからです。

たとえほんの僅かであっても人定法の一部でも裁決の根拠に採用するなら、それ  
はアッラーフとその使徒の裁決への不満、そしてアッラーフとその使徒の裁決に欠  
陥、紛争解決と権利の回復における不完全性を帰す一方で、人定法による裁決が完  
璧であり紛争解決に十分であるとみなすことを意味するのは疑う余地はありません  
が、こうした考え方はイスラーム共同体から破門されるべき(nāqil al=millā)不信  
仰です。この問題は重大事であり、自由裁量の許される問題(ijtihādīya)ではあり  
ません。他のなにものをも排してシャリーアのみを裁定を求めることは、他のなに  
ものをも排してアッラーフを崇拜することの「兄弟」なのです。…—Abū al=Barā'  
Murshid bn Sulaimān al=Najdī, al=*Kawāshif al=Jalīya fī Kufr al=Daula*  
al=*Sa'ūdīya*. London: Dār al-Qaṣīm, 1994, pp.48-49.

24) cf., Rif'at Saiyid Aḥmad ed., *Rasā' il Juhaimān al='Utaibī*. Cairo: Maktaba  
Madbuli, 1988, pp.69-70.

なお政治論においては決定的な断絶があるが、アル=ウタイビーが人的関係にお  
いてイフワーンの残党の系列に属することは、サウディアラビアのワッハブ派反  
体制運動の内部証言からも明らかであり(cf., al=Najdī, al=*Kawāshif*…,  
pp.247-253), また政治論以外の領域では彼の思想は完全にワッハブ派の思想圏  
内にあるため、アル=ウタイビーはワッハブ派の分派とみなしてしかるべきだと  
思われる。ちなみに「覇者の統治権」は伝統スンナ派法学では承認されていたが、現



代イスラーム政治学では否定が通説である。

- (25) サイド・アル＝ファキーフ CDLR 所長によると、湾岸戦争による反体制運動の顕在化に先立って、マスメディアの世俗主義による汚染を批判するサイド・アル＝ガミディーの主導する反・世俗主義思潮プロパガンダが、彼のカセットテープがサウード大学だけでも 6 万本も流布するという空前の成功を収めていたという。cf., *al=Shar'īya*, 1995/6, p.9.
- (26) 湾岸戦争以降 1994 年 9 月までの一連の動きについては、冨塚俊夫「サウディアラビアの宗教エスニック集団シーア派問題」(『現代の中東』第 18 号 1995 年 3 月) 41-42 ページ参照。
- 急進化については、CDLR のスポークスマン・アル＝マスアリーが、同委員会の第 3 声明 (1994 年 4 月 20 日付) において、「対話によって体制の改革を目指す請願書の提出や同委員会の結成などの平和路線が、力による破壊的な過激路線の出現を抑える唯一の可能な選択肢であったにも拘らず、サウード王家がこれらの穏健な改革派を弾圧した」と非難している。
- (27) サルマーン・アル＝アウダはムスリム同胞団の影響を受けていると言われ、CDLR のスポークスマン・ムハンマド・アル＝マスアリーはイスラーム解放党員であったと言われる。cf., *Impact International*, 1995/2, pp.17-18/*al=Shar'īya*, 1995/6, p.14. 一方 CDLR が非合法化されるとワッハブ派の長老ジブリーンはいち早く脱会を表明した。
- (28) たとえば週報 31 号 (1995 年 1 月 18 日) は、ファハド国王、スルターン第 2 副首相、ナイーフ内相、サルマーン・リヤド州知事の腐敗を名指しで批判し、自分たちの課題はもはや現王制に対していかなる立場をとるかではなく現体制の後の体制の準備にある、と明言している。
- (29) ビン・ラーデンについては、拙稿「宣教国家サウディアラビアのイスラーム対外支援」(『中東研究』第 395 号 1994 年 10 月) 26 ページ参照。ビン・ラーデンも「諫言・イスラーム法的権利擁護機関」の 4 月 13 日付声明第 2 号 (ファハド国王宛公開書簡) の中で、サウード王家が人定法をシャリーアと取り替え、ムスリムに敵対している異教徒の国々を援助することにより、明白な背教 (*nawāqid al=Islām al=Jaliya*) の罪を犯していると非難し、王家との対決姿勢を鮮明にしている。
- (30) イスラーム問題最高評議会のメンバーは、スルターン国防相、サウード外相、アバー・アル＝ハイル国家財政経済相、アンガリー高等教育相、アブド・アッラー・アール・アル＝シャイフ司法相、アル＝トルキー・イスラーム問題・ワクフ・善導・宣教相、アフマド・アリー世界イスラーム連盟事務局長の 7 人、宣教善導評議会のメンバーは両聖モスク担当庁長官、「善の命令・悪の禁止」機関長官、イスラーム大学総長、最高法官補佐官、内務次官、司法次官、イスラーム問題・ワクフ・善導・宣教省次官 2 名、宣教専門家 2 名である。注目すべきは、逮捕されたアル＝アウダ、

アル＝ハワーリーに近いとされる硬骨漢のビン・バーズ最高法官が、サウディアラビアの宗教界の最高権威であるにもかかわらずどちらのメンバーからも外されている点である。

- (31) 湾岸戦争以降のサウディアラビアのイスラーム主義武装闘争派の間では、実定法の採用と共に異教徒との友好関係を背教2大要件に数える傾向が目立つようになっている。cf., al=Najdī, *al=Kawāshif*…, pp.191, 193, 200. および1995年6月7日付CDLR週報, 注(2)参照。
- (32) *Mudhakkara al=Naṣīha*. n. p., 1992, p.5.
- (33) Ibid.
- (34) アル・アル＝シャイフの議論が暗黙の前提になっていることは、「覚書グループ」の中心的イデオログであり「諫言覚書」の署名入り前文を寄せている4名のうちの一人アル＝ハワーリーが、*Taḥkīm al=Qawānīn*の詳細な講義を行ない、「世俗主義」すなわち政治におけるシルク(多神崇拜)こそタウヒードの最も危険な最悪の敵であると述べ、忘れ去られていたアル・アル＝シャイフの*Taḥkīm al=Qawānīn*の再版・普及の必要を指摘し、宣教者たる者は同書の出版、配布の助成に努めねばならないと述べていることから明らかである。cf., Safar al=Ḥawālī, *Sharḥ Taḥkīm al=Qawānīn* (カセットテープ), No.1, Riyadh, n. d. ちなみに既出の*Taḥkīm al=Qawānīn* (1411. h) 第3版は、「著作権は全てのムスリムに属する」と書かれた1リヤル(約30円)の廉価版である。
- (35) ムスタブディル打倒論については、拙稿「ジハード(聖戦)論再考」(『オリエン』第35巻第1号 1992年) 23-26ページ参照。ウマルは1977年にサウディの首都リヤドのイマーム・ムハンマド・イスラーム大学宗教基礎学部で教職を得ているが、その説教の影響を恐れたサウディ政府当局により、1980年国外追放となっている。cf., *New Yorker*. 1993/4/12, p.12/Umar ‘Abd al=Raḥmān, *Aṣnāf al=Ḥukkām wa Aḥkām-hā*. n.p., 1984, p.5.
- またアブー・イーサールの著書は1989年にサウディ国内で出版されている。‘Abd Allāh Abū Īthār, *Hidāyā al=Hārin fī Man baddala Sharā’i al=Dīn*. Riyadh, Makka, 1989. アラブ世界のイスラーム主義とサウディアラビアの関係については、拙稿「イスラーム復興運動の背景と構図」(『海外事情』第43巻第11号 1995年11月) 22-23, 27-28ページ参照。
- (36) 「彼ら若者(アフガン・ジハードに参加したサウディ人)は今、サウディ当局がその浸透を恐れていたジハード思想を抱いて両聖地の地(サウディアラビア)に帰還しつつある。」al=Najdī, *al=Kawāshif*…, p.274.
- (37) *al=Sharq al=Aust* (アラビア語国際紙). 1993/4/25, 紙上インタビュー。ビン・バーズは1929年から37年にかけてアル・アル＝シャイフに師事した彼の直弟子である。

革命のジハード論は、マッカ聖モスク占拠事件のジュハイマーンの思想と比較しても、(1)ジュハイマーンにおいては為政者は不正でありカリフの資格を欠くが必ずしも不信仰に陥ったとはみなされないが、革命のジハード論は人定法を施行する統治者を不信仰者と断ずる、(2)ジュハイマーンにおいては不正な為政者には服従義務はなくとも服従も許されるのに対して、革命のジハード論では人定法を施行する統治者には武力による打倒が義務となる、の2点において遥かに「過激」である。

- (38) アラブ世界全域に目を転じて、たとえば1人当たりGNPや失業率など経済指標がほぼ同一のアルジェリアとモロッコで、アルジェリアがイスラーム復興主義の武装闘争により内戦状態にあるのに対して、モロッコではイスラーム復興主義の目立った運動が報告されていない。私市正年「イスラームと政治体制—アルジェリアとモロッコの比較」(『イスラームと地域紛争』日本国際問題研究所<平成6年度自主研究報告>1995年)47-49ページ参照。またアラブ諸国を比較しても、イスラーム復興主義勢力が強い国は、スーダン、エジプト、イエメン、ヨルダン、レバノン、アルジェリア、サウディアラビア、クウェートと最貧国から最富裕国までさまざまである。イスラーム復興運動の原因を経済問題のみに求める議論は端的に誤りであり、原因は政治、社会、文化、歴史、経済的諸要因の複合なのである。
- (39) cf., al=Juhani, *al Shūrā*..., pp.440-442.
- (40) cf., Wahba al=Zuhaili, *al=Fiqh al=Islāmī wa Adilla-hu*. Vol. 5, Dimashq, 1989, pp.585-587.
- (41) cf., *Mudhakkara al=Nasīha*. pp.31-35, 78-79.
- (42) 注(23), al=Najdi, *al=Kawāshif*..., pp.48-79参照。
- (43) cf., *al=Shar'īya*. Vol. 1, 1995/6, p.11/*al=Shar'īya*. Vol. 2, 1995/8, p.16.
- (44) たとえば1994年12月21日付週報, 1995年1月25日付週報, 1995年6月28日付週報など参照。ただし、ルハイヤーニ部族のケースでは自力救済によって土地を取り戻したといわれる。ルハイヤーニ部族の一人サアド・アル=ルハイヤーニの所有するマッカとマディーナの中間に位置する土地が王族の一人に接収された。裁判による奪回が不可能であると判明した時点で被害者サアドはその王族の足を銃で撃ち、次回は射殺すると脅迫し、この土地を奪回した。このケースでは、ルハイヤーニ部族が団結してサアドを支持したため奪回が可能になった。cf., *al=Shar'īya*. Vol. 1, 1995/6, p.11.
- (45) cf., *al=Shar'īya*. Vol. 2, 1995/8, pp.33-36, 39.
- (46) Committee for the Defence of Legitimate Rights, *Saudi Arabia: A Country Report, The Political and Economic Situation*. London, 1944.
- (47) 公共料金の値上げへの不満の声, 地方への差別, 公共サービスの劣化, 王族の奢侈などについてはCDLR週報1994年12月14日号, 1995年1月11日号, 1月18日号, 1月25日号, 3月29日号, 6月28日号などを参照。